

報道発表資料  
平成25年9月10日  
気象庁

### 噴火警報で防災対応を促す用語を記載します

気象庁では、「噴火警報の改善に伴う警報文の変更及びその開始時期について」（平成24年6月13日報道発表）により、噴火警報の改善内容をお知らせしたところです。

これを受けて、噴火警報において警戒が必要な範囲が居住地域に及ぶかどうかを市町村ごとに明確にする改善を行い、本年3月7日から運用を開始しました。

警報文の未確定部分であった避難などの防災対応を促すための用語については、別紙のとおりとします。また、本年度末（平成26年3月）を目途に、噴火警戒レベルを運用中であって、地元の火山防災協議会等において用語の記載につき合意が得られた火山から、順次運用を開始することにしましたので、お知らせいたします。

#### 【本件に関する問合せ先】

気象庁地震火山部火山課  
電話03-3212-8341 内線4528、4536

## 噴火警報に記載する避難などの防災対応を促す用語について

噴火警戒レベルを運用中であって、地元の火山防災協議会等において用語の記載につき合意が得られた火山において、以下のように記載します（平成26年3月から順次運用を開始する予定）。

### ○防災対応を促す用語（下線部）が追記された警報文の例

（1）居住地域で警戒が必要な場合の例

以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。

△△県：〇〇市

（2）火口周辺で警戒が必要な場合の例

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

△△県：〇〇市

（3）警報解除、または警戒が必要な範囲から外れた場合の例

以下の市町村では、入山規制などの特段の警戒が必要なくなりました。

△△県：〇〇市

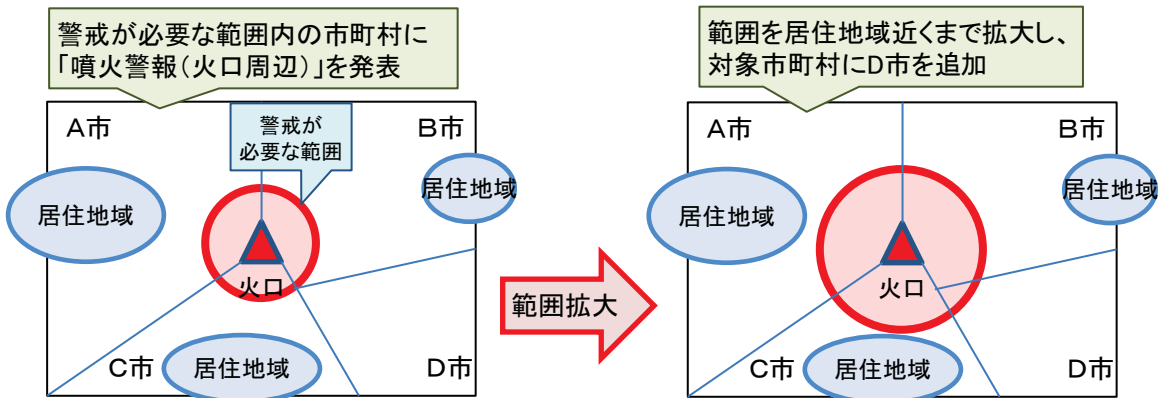
なお、用語の記載につき合意が得られるまでの間は、現在運用中の下線部の用語が追記されない書式で発表します。

## 改善された噴火警報のイメージ

(参考)

気象庁では、市町村ごとに必要な警戒の程度が異なることが分かるように、また、警戒が必要な範囲から外れた市町村を明示するよう、噴火警報の改善を行いました(平成25年3月運用開始)。

加えて、平成26年3月から、噴火警戒レベルを運用している火山であって、地元の火山防災協議会等で合意が得られた火山において、避難などの具体的な防災対応を促す用語(下図の下線部)の記載を行う予定です。



### 噴火警戒レベル2、噴火警報(火口周辺)

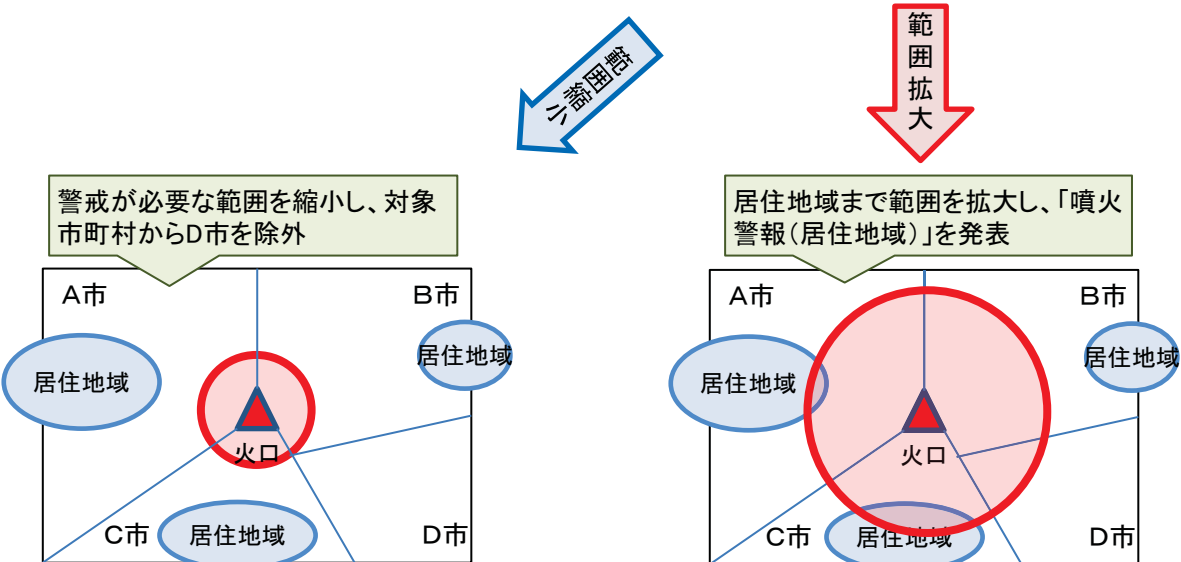
以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:A市、B市、C市

### 噴火警戒レベル3、噴火警報(火口周辺)

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:A市、B市、C市、D市



### 噴火警戒レベル2、噴火警報(火口周辺)

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:A市、B市、C市

以下の市町村では、入山規制などの特段の警戒が必要なくなりました。

〇〇県:D市

### 噴火警戒レベル5、噴火警報(居住地)

以下の市町村では、当該居住地で避難などの厳重な警戒をしてください。

〇〇県:A市、C市

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:B市、D市

※噴火警戒レベル運用火山においては、避難などの対応が迅速かつ確に実施されるよう、具体的な防災対応例を示す用語(「入山規制など」「避難などの」)を警報文に記載する(平成26年3月頃に運用開始予定)。用語の運用にあたっては、地元の火山防災協議会等で合意が得られた火山を対象とする。